

企画競争説明書

業務名称：タンザニア国ザンジバル水資源管理プロジェクト

調達管理番号：22a00910

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月1日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タンザニア国ザンジバル水資源管理プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年5月 ～ 2028年6月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第2章特記仕様書案」も参照してください。

第1期：2023年5月～2025年5月

第2期：2025年6月～2026年11月

第3期：2026年12月～2028年6月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】履行期間25ヶ月未満想定

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の2%を限度とする。

【第2期】履行期間19ヶ月未満想定

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の15%を限度とする。

【第1期】履行期間20ヶ月未満想定

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の16%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ水資源第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年3月7日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月8日 12時
3	質問への回答	2023年3月13日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年3月24日 12時
6	プレゼンテーション	2023年3月29日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年4月5日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「タンザニア国ザンジバル水資源管理プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00285）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーシ

ョンを実施する場合のみ

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加算・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加算

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加算（若手育成加算）を行います。

2) 価格点

若手育成加算の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「タンザニア国ザンジバル水資源管理プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ザンジバルは大小多数の島々から構成されており、ザンジバルの中心となる島がウングジャ島である。ウングジャ島にはザンジバルの首都ザンジバルシティや世界文化遺産のストーンタウンがあり、ザンジバル全体人口 1188.9 万人のうち半数以上の 134.6 万人（タンザニア 2022 センサス）が集中する。

ウングジャ島中心部の上水道システムは、英国統治時代の 1920 年代から整備が始まった。それ以降、水源は現在に至るまで地下水・湧水に依存している。

1963 年の英国からの独立を経て、1964 年以降は、ザンジバル革命政府（以下「RGoZ」という。）が上水道施設整備を所掌した。RGoZ は 1982 年に社会政策的観点から水道サービスを無償化した。その結果、財政難により新規水源開発や給水施設の更新が困難となり、給水時間の短縮や水圧の低下など水道サービスが著しく低下した。その後、2006 年に制定された水法により、ザンジバル土地・住宅・水・エネルギー省（現水・エネルギー・鉱物省（MoWEM）の管轄下にあるザンジバル水公社（以下「ZAWA」という。）が RGoZ に代わって水道サービスの運営を始めた。また、同じく同省の管轄下にあるザンジバル規制公社（以下「ZURA」という。）が水道事業の規制・監督を担っている。

ZAWA は、水道経営の再建および水道サービス改善のため、水道料金徴収を再開した。しかし、無料の水道サービスに慣れた住民による料金支払いの意思は低く、ウングジャ島全体での水道料金徴収率は 46%に留まっている。また、水道料金徴収による収入が不十分なことから、老朽化した施設を更新・改修できないばかりか、日常的な施設の運転維持管理にも支障があり、漏水が多発し、給水時間は平均 6 時間未満にまで短縮されている。水道サービスの水準が低いため料金徴収率が下がり、料金収入減少による資金不足により施設更新ができず、水道サービスがさらに悪化するという悪循環に陥っている。その結果、水道サービスに頼らず、私有井戸を設置する住民も多く、無秩序に地下水が取水されている。

加えて、ウングジャ島のザンジバルシティを含むアーバンウェスト州は年平均人口増加率が4.3%（2012年人口センサス）と高く、2037年の州人口は131.1万人（ザンジバル都市水道配水施設改善事業協力準備調査）と予測される中、水需要増加を背景に、更なる地下水の水源開発が進められている一方で、観測井を用いた地下水位モニタリングや水資源賦存量データに基づいた取水計画策定等が行われておらず、水理地質上の条件から塩水侵入の可能性が高いにも関わらず具体的な対策が行われていない。

かかる背景の下、JICAは有償資金協力「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」（以下「円借款事業」という。）により、上水道施設整備によりウングジャ島アーバンウェスト州ウエレゾ高区、ウエレゾ西区、およびミゴンバニ西区への給水改善に取り組む予定である（2022年2月にL/A調印済み）。また、個別専門家「ザンジバル水アドバイザー」（2019年2月～2021年1月）を派遣し、①円借款水道事業促進、②地下水資源管理、③水行政制度改革を柱とした広範なアドバイザリー業務を実施してきた。円借款事業により、老朽化した配水管からの漏水等が削減され、水資源の効率的な活用が可能になる一方で、同地域の人口増加予測によると、2027年以降は再度需要がひっ迫する。加えて、上述のとおり、このまま無計画な水源開発や不適切な地下水利用を続ければ、地下水資源の枯渇や、取水位置によっては塩水化などの問題を引き起こすリスクがある。ZAWAが適切な地下水資源管理を行い、水資源賦存量データに基づき計画的に取水できるようになれば、継続的かつ適時に安全な水を配水することにつながり、円借款事業で整備された施設の持続的な活用が期待できる。

上記背景のもと、ZAWAは我が国に対し、ZAWAおよび関係機関に対する水資源管理対策の実施および実施能力育成にかかる技術協力プロジェクト「ザンジバル水資源管理プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を2016年度に要請した。日本政府として2017年度に採択した一方で、その後、技術協力協定に係る先方政府との協議に時間を要していたため、詳細計画策定調査の実施を延期していた。2021年9月に包括口上書の交換を終え、技協の新規案件再開が可能となったものである。

なお、コロナ禍等により、ザンジバル水アドバイザーが長期に渡り現地渡航できなかつた中、課題の再整理を行い、今後のザンジバル側での中長期での対応事項を明確にするため、「ザンジバル水行政及び水道事業管理システム強化に係る情報収集・確認調査」（2021年8月～2022年5月）を実施し、①現状喫緊となっている課題への対応に係る検討、②基礎的な管理項目である水源管理、施設管理、顧客管理に加えて、これら諸課題の根底をなす組織運営、人材育成や法制度等の課題に対するザンジバル政府の中長期的なアクションプランの検討、③これら課題に対して現状において可能な支援方策の検討、④計画中の事業に加えた中長期的なJICAの支援の方向性に係る追加的な検討を通し、ザンジバル水行政及び水道事業管理システムの強化に資する情報を収集してきた。調査の結果、円借款対象地域外の下流側配水区域にある老朽管からの漏水が、円借款事業の効果発現に影響を与える可能性があるとして指摘されたが、同区域の漏水削減を行うには給水時間や管内水圧が十分でないこと、及びZAWAの資機材購入のための予算が安定的に確保できていない状況では漏水発見後の修繕材料の購入見込みが低いことが、

本プロジェクト詳細計画策定調査の結果判明したため、漏水削減は本プロジェクトの活動に含めないこととした。

円借款事業で老朽化した配水管からの漏水等が削減され、水資源の効率的な活用が可能となる。しかし、上記情報収集・確認調査及び詳細計画策定調査の結果として、ZAWA の施設運転維持管理や地下水資源管理能力不足は頻繁に指摘されており、水道事業体としての全体的な底上げが求められている。こうしたことから、JICA では、円借款事業に附帯する形で本プロジェクトを実施し、ZAWA の地下水資源管理能力及び無収水管理の基礎となる施設の運転・維持管理能力強化を通じた塩水侵入の防止と円借款事業効果の持続性の向上を図っていくことを決定した。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名：ザンジバル水資源管理プロジェクト

(2) 上位目標

アーバンウェスト州の都市水道区域において持続的に安全な水供給が可能となる。

(3) プロジェクト目標

ZAWA の地下水管理能力及び施設運転・維持管理能力が強化される。

(4) 成果

成果1：許容揚水量を評価する能力が備わる

成果2：地下水管理計画が実施される

成果3：取水・配水・請求水量が測定できるようになる

成果4：井戸及び配水場の設備の運転・維持管理能力が向上する

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

1-1 ワーキンググループを結成する（ジェンダーの公平性・多様性を考慮する）。

1-2 活動計画を策定する。

1-3 データを収集し、ウングジャ島全土の流域（地下水盆）を区分する。

1-4 1-3 で区分された各流域（地下水盆）の水収支を解析する。

1-5 アーバンウェスト州ウレゾ配水系統の水源井戸が分布している流域（地下水盆）を特定する。

1-6 観測井掘削計画を策定する。

1-7 観測井を掘削する（現地再委託）。

1-8 対象流域（地下水盆）の地下水賦存量を評価する。

1-9 物理探査を実施する。

1-10 観測井においてEC・水位を測定する。

- 1-11 対象流域の主要湧水源の流量観測を実施する。
- 1-12 1-10 の結果を基に対象流域（地下水盆）の塩淡境界分布（淡水レンズの形状）を推定する。
- 1-13 1-10 に基づく塩水化リスクレベルとその分布を評価する（雨期と乾期の終わり）。
- 1-14 塩淡境界分布に基づく許容揚水量を評価する。
- 1-15 許容揚水量の評価マニュアルを作成・改定する（承認を得る）。
- 1-16 活動状況をレビューし改善を図る。

【成果 2 に係る活動】

- 2-1 ワーキンググループを結成する（ジェンダーの公平性・多様性を考慮する）。
- 2-2 活動計画を策定する。
- 2-3 1-5 で特定した対象流域（地下水盆）に存在する他セクターの井戸を調査・特定する。
- 2-4 2-3 の結果に基づき、対象井戸の地下水取水量の推定・測定方法を決定する。
- 2-5 2-3 で特定した井戸仕様調査（現地再委託：既存井戸水利用実態調査）を行い、井戸台帳を作成する（流量計の有無、ポンプ、揚水管等）。
- 2-6 地下水取水管理台帳を整備する。
- 2-7 地下水利用量を測定・推定し、記録を開始する。
- 2-8 報告された地下水利用量と成果 1 で算定された許容揚水量を比較する。
- 2-9 地下水管理計画を策定する。
- 2-10 1-13 及び 2-8 の結果に基づき、対象流域（地下水盆）における地下水利用量を定期的に水・エネルギー・鉱物省に報告する。
- 2-11 地下水管理計画を実施する。
- 2-12 活動をレビューし改善を図る。

【成果 3 に係る活動】

- 3-1 活動に関するオリエンテーションを実施する。
- 3-2 パイロットエリア（RIWSSZ¹の配水系統：1 スキーム及び AfDB 事業実施箇所より 1 地区）を選択する。
- 3-3 取水量、配水量および使用水量データの収集、記録、報告に関する手順をドラフトする。
- 3-4 3-3 の手順に基づき取水量、配水量、使用水量のデータ（補足情報）を収集、記録する。

¹ インド輸出入銀行 (EXIM-BI) によるプロジェクト「Rehabilitation and Improvement of Water Supply and Sanitation in Zanzibar」の略称

- 3-5 毎月(定期的に)配水量データと使用水量データから無収水量を算出・比較し、マネジメント(技術運営部長)に報告する(データの精査も含む)。
- 3-6 検針員へのヒアリング調査を行い、フィードバックを得る。
- 3-7 パイロット地区間の比較や月間の変動及び検針状況に関し定期的な分析を行う。
- 3-8 無収水に関する日々の活動と3-7の結果をレビュー・考察し、マネジメントに報告する。
- 3-9 3-6の結果を踏まえ、顧客サービス部及び関係部局(HRAD)と検針体制について協議する。
- 3-10 活動をレビューし改善を図る(手順書の見直し含む)。
- 3-11 円借款事業区域の人員計画を策定する(顧客サービス部主導)。

【成果4に係る活動】

- 4-1 井戸及び配水場の設備に関する基本的な構造・機能・仕組みに関する勉強会を実施する。
- 4-2 井戸及び配水場の設備の操作・点検・修繕に関するSOPを作成する。
- 4-3 SOPを活用し井戸及び配水場の設備の操作・点検指導を実施し、点検修繕履歴を記録する(OJT)。
- 4-4 専門家の指導の下、SOPを活用し井戸及び配水場の設備の点検、修繕を実施し、点検修繕履歴を記録する。
- 4-5 独自にSOPを活用し、井戸及び配水場の設備の点検、修繕を実施し、点検・修繕履歴を記録する。
- 4-6 4-3から4-5の点検・修繕活動を通じて得られた知見を協議し共有する。
- 4-7 4-6の結果に基づきSOPを改定する(必要に応じて)。
- 4-8 円借款事業の建設現場へのスタディツアーを実施する。
- 4-9 円借款事業区域の運転・維持管理のための人員計画を策定する。

(6) 対象地域

ザンジバル・ウングジャ島アーバンウェスト州

(7) 関係官庁・機関

実施機関：ZAWA(ザンジバル水公社)

(8) プロジェクト実施期間

2023年6月から2028年5月までの5年間

第4条 業務の目的

「ザンジバル水資源管理プロジェクト」に関し、本プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

（1）本業務は、2023年2月20日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

（2）また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がタンザニア国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

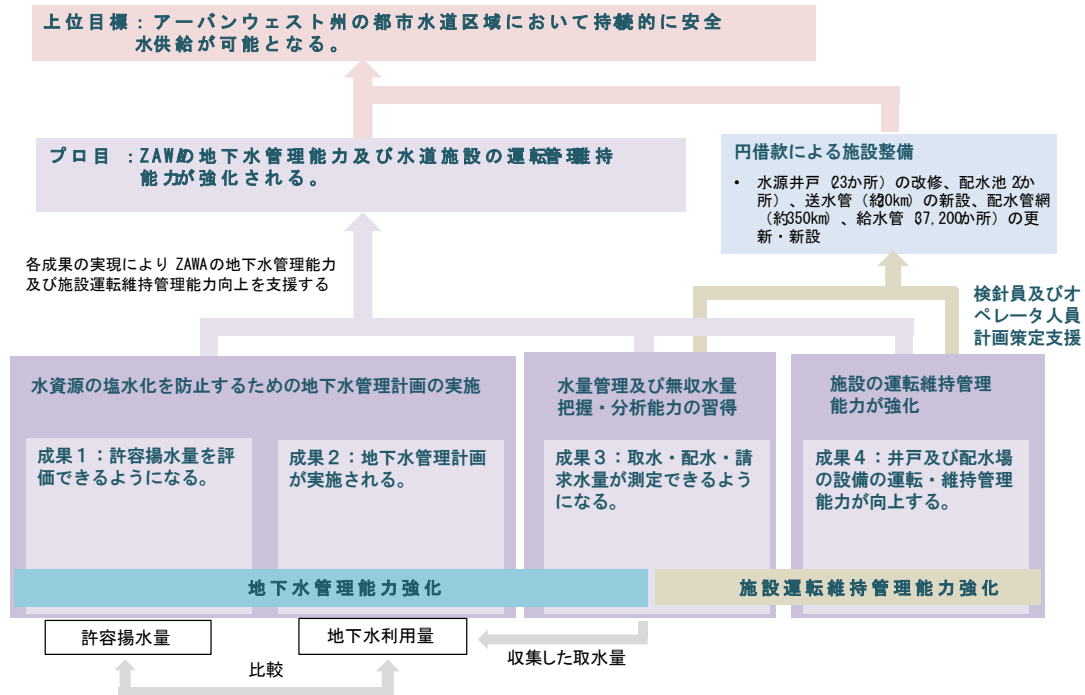
（3）受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、タンザニア国側関係者に説明・協議のうえ発注者へ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）本業務の実施方針

本業務は、ザンジバル島アーバンウェスト州において、ZAWAの地下水管理能力及び水道施設の運転維持管理能力の強化を図ることで、これから事業が実施される有償資金協力「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」により改修・更新・整備される取水、送配水施設が適切に運転維持管理されることにより、発現する事業効果を持続させ、持続的な給水サービスの提供に寄与するものである。以下の基本方針を念頭に置き、活動を行うこととする。

プロジェクト構成



【成果1活動】

ウングジャ島全土の地下水盆（流域）区分を地形データ等から特定し、全地下水盆の水収支解析を行う。その後円借款事業対象エリアであるアーバンウェスト州に配水を行っているウェレゾ配水系統の水源井戸が分布している地下水盆を特定する。特定された地下水盆において、観測井を設置し、既存の観測井、及び新設した観測井において電気伝導度を測定し、実際の塩淡境界の分布（淡水レンズの形状）を推定する。塩淡境界の分布のモニタリングを継続的に行い、そこで得られた結果に基づき許容揚水量の評価を行うための支援をする。

【成果2活動】

対象の地下水盆に存在する井戸の利用実態を灌漑等の他セクターも含めて調査し、水利用量を把握した後、成果1で評価された許容揚水量と、対象地下水盆の地下水利用量との比較を行い、地下水の枯渇及び塩水化防止のための地下水管理計画を策定する。地下水管理計画の運用後に地下水の枯渇及び塩水化のリスクが高まった場合は、ZAWA が管轄する井戸に対しては取水を抑制し、灌漑セクターの井戸に対しては節水や揚水の抑制について啓発活動を実施する。常に変動する水利用の実態に合わせ、ZAWA 自身で地下水管理計画を更新できるよう支援を行う。

【成果3活動】

パイロット DMA²において、取水量、配水量、請求水量を正確に把握し、無収水量を算出する。円借款事業により整備される施設の検針作業に必要となる人員を確保するため、人員計画を作成する。なお、本活動で測定した取水量は、成果2の地下水利用量の把握や地下水管理計画に反映する。

² District Metered Areaの略称で、区切られた区域内への水の流入量を流量計で計測し、各戸に設置されている水道メータの値の合計を差し引くことで、無収水量を計測するもの。

【成果4活動】

既存の井戸及び配水場の設備、円借款事業で整備される施設が適切に運転されるよう、施設運転維持管理能力の強化を目的とした活動を実施する。活動を通して、円借款事業により整備される施設の運転に必要な人員計画を作成する。活動には、井戸及び配水場の設備の操作・点検・修繕に関する標準作業手順書(SOP)の作成、またそのSOPを用いたOJT形式の研修の実施も含まれる。

(2) 円借款事業の運転管理を見越したC/Pの配置

実施機関のZAWAは、各部局の技術者の人数が限られており、一部の技術者に業務が集中している。また、現場の作業員の数も十分とは言えない。

本プロジェクトの成果3、4は、円借款事業により建設された施設が供用開始後に適切に運転維持管理できることを目指している。検針作業を通して水量を管理(取水量・配水量・使用水量)したり、取水施設や配水場での設備の運転維持管理を行ったりする職員の能力強化を目的としており、施設供用開始後の検針作業や運転維持管理に必要な人員の計画策定や、円借款事業により整備される施設のスタディツアーを計画している。これらの活動を通して能力強化を行った職員が組織に定着するよう、本プロジェクトの開始前に、必要となるC/Pや検針員、オペレータの割り当てをC/P側へ要望し、協議議事録(M/M)にて合意している。本プロジェクト開始時にM/Mで合意した本プロジェクトの活動に必要な人員が実際に割り当てられているか、プロジェクト実施中にも確認を行う。活動の実施にあたり、円借款事業のコンサルタント、コントラクターなどとも適宜情報交換を行う。

(3) C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルや研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、タンザニア国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じてZAWAが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする³。

これまでJICAはZAWA側に対し、プロジェクトの概要や協カスキームの協議を行ってきたが、プロジェクトの実施にあたり実施機関として必要となるZAWA側の負担事項でもある人材や資金の投入について理解が不十分だと見受けられる場面があった。新政権発足に伴う人事異動等により、総裁を含めZAWAにはJICAによる支援事業について精通する人材・幹部が少ないことから、プロジェクト開始後もJICAの技術協力プロジェクトについて、特に実施機関のオーナーシップの必要性について理解を得ていくには時間を要する可能性が高い。したがって、プロジェクト開始後も引き続き丁

³ オーナーシップを引き出し、ZAWAの能力を向上させるアプローチについて、プロポーザルで提案すること。

寧に説明を行い本プロジェクトについて ZAWA 側の理解を醸成、関係構築をしていくことが肝要である。

(4) 成果 1、2 の地下水資源管理に係る活動について

成果 1、2 の活動の主な C/P となる水資源部は井戸の掘削や改修、水源や配水池の水質試験、井戸掘削・利用許可の発行、水源利用料金の徴収、井戸掘削業者のライセンス登録などを所掌業務としている。調査時点では、このうち井戸掘削・利用許可の発行、水源利用料金の徴収、井戸掘削業者のライセンス登録が行われていることを確認したが、水資源の量・質のモニタリング、取水の規制、集水域の保護に関する業務はほぼ行われておらず、稼働できる掘削機が無いとため、井戸掘削業務も現在行われていない。また水資源部には、専門性の高い職員は少なく、水運用や井戸の現状について状況を的確に把握している職員も皆無に等しい状況である。

よって、本プロジェクトの成果 1 及び 2 の地下水資源管理に関する活動においては、高度なモデルの構築による数値シミュレーションなどの実施は対象とせず、ZAWA のキャパシティに合わせて、本プロジェクト終了後も自立的な対応や管理が見込めるレベルの活動を実施する（例えば、観測井における電気伝導度や水位測定などに基づく地下水賦存量の評価等）。

(5) 水資源管理の関係機関

本プロジェクトの実施機関は水・エネルギー・鉱物省傘下のザンジバル水公社となるが、同機関は、飲料水セクターの井戸掘削・利用許可の発行や水資源のモニタリング、取水の規制、集水域の保護を実施している機関であり、灌漑セクターの井戸については、農業・灌漑・天然資源・畜産省が管轄している。ザンジバルでは、地下水の過剰揚水に伴う塩水化のリスクが潜在しているが、国家水政策（2004）が施行されて以来提唱されている中立的な立場で水利用の規制をかけることが出来る水資源管理委員会（WRMB: Water Resources Management Board）の設立は実現しておらず、現在 MoWEM にて国家水政策の改定が進められているものの、WRMB の設立のロードマップは示されていない。水資源管理の効果を高めるためには、水道セクターだけでなく他セクターの水利用者も巻き込んだ管理計画の実施が必要になる。そのため、本プロジェクトの JCC のメンバーとして水・エネルギー・鉱物省や農業・灌漑・天然資源・畜産省も加えることで合意しているが、本プロジェクトの実施にあたり、プロジェクトの進捗状況や地下水利用状況、塩水化の進行状況について情報提供を頻繁に行い、水・エネルギー・鉱物省、灌漑局等の関係機関を巻き込んだ形でプロジェクトの活動を実施することとする。

(6) 成果 3、4 の活動内容について

ザンジバルは漏水量が多く、優先して取り組むべき課題であることが明確である。しかし、現場調査の結果、特に漏水が問題となっている AfDB の事業実施エリアの給水時間が 1 日 2~4 時間程度であり、給水時間中に漏水調査を実施することが困難で、管内水圧も十分でないことが判明した。また、ZAWA の財務状況からは、修繕に係る資

機材を十分に購入できるとは考えにくいいため、漏水削減に関する活動は本プロジェクトには含めないこととした。

一方、水道施設の運転維持管理が適切に行われておらず、職員による弁栓類の操作ミスによる施設の故障など、基本的な知識不足が起因する問題が確認されたため、円借款事業による効果発現とその持続性を維持するためには、漏水削減対策よりも基本的な運転維持管理能力の向上が必要であると考えられる。よって、成果3、4の活動内容は、漏水削減ではなく、水量の測定・管理（取水量・配水量・使用水量）や取水施設や配水場の設備の基本的な運転維持管理能力強化を行う。

（7）成果3の活動エリアの選定について

成果3の活動は、取水量・配水量・使用水量の検針作業を通して、水量管理をZAWAが実施できることを目指している。活動エリアは、①インド輸出入銀行が現在事業を実施している6スキーム（配水系統）のうち1スキーム、あるいは、②AfDBが事業を実施したエリアのうち、すでにDMAが設定されているMakadara地区の計2か所を想定していた。しかし、詳細計画策定調査において、②についてはZAWAがパイロットエリアの選定を行いたいとの意向が示されたため、活動3の開始までにZAWAが選定し、無収水量の測定ができるよう、ZAWAの負担により顧客メータの設置、パイロットエリアへの流入流出量の計測ができる設備の設置、水量管理を行う水道システムの範囲の明確化を行うことを求めた。これらの条件が整わなければ、AfDB事業実施エリアでの活動が実施できないため、ZAWA側の準備状況を確認するとともに、ZAWAと協議の上でサイトを決定すること。

（8）漏水調査、修繕に係る活動の実施

成果3の活動は、上述のとおり、漏水対策が課題ではあるものの、検針や水量管理に係る活動とせざるを得ない状況である。ただし、仮にプロジェクト実施期間中に以下の条件が整った場合、AfDB事業実施エリアのパイロットエリアにて、漏水調査・修繕能力強化に係る活動を実施する。活動時期は、第2期の2026年5月頃以降を想定しているため、第2期契約開始後、およそ半年後を目途に以下の条件について状況を確認し、活動の可否について、発注者と協議のうえ決定し、含める場合は契約変更にて対応する

- 1) 成果3の活動エリアに少なくとも1日/週の頻度で日中連続的に配水ができる。
- 2) 修繕材料を購入するための予算が確保されている。
- 3) ZAWAの経営陣が無収水削減について意欲的である。

（9）他ドナーとの連携

アーバンウェスト州でのインド輸出入銀行(EXIM-BI)によるローン事業により、井戸や配水池の新設等の上水道施設の整備・更新を実施中で、2023年5月に完工予定である。本プロジェクトの成果3はインド輸出入銀行により建設された施設を使って活

動を行う計画であるため、完工が大幅に遅れた場合、本プロジェクトへの影響について確認し、活動計画を修正する必要がある場合、JICAに報告する。

また、KfWが、地下水の状況についての調査（F/S）を2022年12月頃から6ヶ月程度行う予定である。内容は、ZAWAが所有している1994年の井戸の電気伝導度のデータと現在のデータを比較して、塩水侵入の状況を確認することを想定している。調査対象地域は、ウングジャ、ペンバ島の2島であり、地下水システムの全体像が明らかになる見込みである。また、調査後、ペンバ島で資金協力を行う可能性もあることが分かっている。本プロジェクトとの重複はないが、積極的に情報共有を行い、実施の参考とする。他ドナーとの情報収集によって得られた情報は、JICAにも報告する。

（10）オンライン及び現地傭人の活用を通じた本邦からの継続的な支援

本プロジェクトにおいては、上述のとおり受注者による現地渡航を通じた技術支援を基本とすることを想定している。しかしながら、ZAWAの現時点の基礎的な技術力は必ずしも高いとはいえず、現地での専門家により直接支援のみを主体として集中的に活動するよりも、不在中に適宜宿題等を与えながらオンライン会議もしくは現地傭人を活用し、本邦からも継続的に支援することが望ましい。以上に鑑み、オンライン及び現地傭人の活用などを専門家による技術移転と効果的に組み合わせることでZAWAの能力強化を行うこととする⁴。

（11）別途派遣する直営専門家との連携

本プロジェクト実施にあたり、本契約によるコンサルタントに加え、JICAが直営で長期専門家（水道施設維持管理）を、プロジェクト開始約8か月後（2024年を予定）から2年間派遣予定であり、管路情報の管理や漏水対応等の日常の維持管理、財政状況改善等について取り組むとともに、唯一の長期専門家としてプロジェクト関係者と協調し、プロジェクト全体の運営支援や、各種ステークホルダーとの連携を促進する役割も担う。コンサルタントは成果1「許容揚水量を評価できるようになる。」及び成果2「地下水管理計画が実施される。」については全ての活動を担当し、成果3「取水・配水・請求水量が測定できるようになる。」及び成果4「井戸及び配水場の設備の運転・維持管理能力が向上する。」についてはコンサルタントと直営専門家が協働する。直営専門家の活動内容は、配布資料を参照する。

業務主任者は、チーフアドバイザーとして、合同調整委員会（JCC）等においてプロジェクト全体について発表を行うなどのプロジェクト全体の取りまとめ業務を行う。コンサルタントは直営専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図る。なお、ワーク・プラン、モニタリングシート、プロジェクト進捗報告書、プロジェクト事業完了報告書の作成に際しては、直営専門家と協働し、成果3及び成果4に係る直営専門家の活動内容も含めて作成する。また、本案件は直営専門家、コンサルタントによるハイブリッド型案件であることから、関係者間の情報共有、意思疎通には留意すること。Dropbox や、SLACK などの SNS ツールを活用し、関係者が一つのチームとして動ける

⁴ オンラインや現地傭人等を組み合わせた、技術支援の方法および作業工程を検討し、プロポーザルにて提案すること

体制を構築する必要がある。なお、関係者間での情報共有や、意思疎通の工夫について、検討を行うこと⁵。

(12) 本邦研修

本プロジェクト実施期間中に、本プロジェクトの効果を更に高めるために本邦研修の実施を予定する。本邦研修においては、上位目標である持続的に安全な水供給をZAWAが行うことが出来るようになるため、地下水資源管理に関する内容についての本邦研修を想定している⁶。

なお、コンサルタントは、カウンターパート及び JICA と協議の上、研修対象者の人選、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整等を行うとともに、研修に同行する。また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前に JICA に提出する。現時点では、プロジェクト第 2 期中に 1 回、渡航日を含めて 14 日間程度、参加人数は、ZAWA の関係者から 4 名程度を想定している。プロポーザルでは、現時点で想定される内容を具体的に提案し、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2022 年 4 月）（10 月追記版）」に基づき、実施費用（講師謝金、教材作成、会場借用等に係る費用及び受入費用（渡航費、宿泊費、手当等にかかる費用）を別見積もりとして計上する（本業務のための業務人月は 1 人月を目安とし、本見積りに含める。本業務人月は第 4 章（2）の 2）に記載の 74.5 人月の内数）。但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況によって実施時期等を考慮する必要があるため、研修の計画段階から JICA と協議を行うこと。

(13) 業務内容を変更する必要がある場合の柔軟な対応

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート（C/P）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(14) ジェンダーの視点に立った活動上の留意点

本案件は「ジェンダー活動統合案件」に分類されており、プロジェクト活動において、特定の理由がある場合を除き、C/P のジェンダーバランスを確認し、偏りがあればバランスをとるための方策を検討する。特に、成果 1 及び 2 に関する活動において、

⁵ 関係者間での情報共有や、意思疎通の工夫についてプロポーザルにて提案すること。

⁶ 研修対象者の人選、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整、受け入れ先等についてプロポーザルにて提案すること。なお提案された内容については、本業務の開始後に調整を行い、確定する。

事業開始後に組成するワーキンググループの構成員の選定に際し、ジェンダーバランスを考慮し、選定後にワーキンググループの男女別の人数及び比率について、発注者へ報告する。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているなお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、発注者と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも認める。

プロジェクト期間は5年間であるが、以下の通り契約期間を3期にわけ⁷。

第1期：2023年5月～2025年5月

第2期：2025年6月～2026年11月

第3期：2026年12月～2028年6月

(1) 【全契約期間を通じての業務】 JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、計画の詳細について協議する合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）を少なくとも年1回（初年と最終年は2回）実施することを想定している。受注者は JCC の開催に際し、基礎資料として既に関連した業務に関連して作成した資料等を整理し、C/P や発注者へ提供するとともに、C/P による準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行う。

なお、JCC は日本・タンザニア双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、モニタリングシートを JCC の基本文書として活用する。

(2) モニタリング調査

発注者は、プロジェクト実施期間中、活動の進捗状況の確認のため、中間レビュー、終了時評価などを含むモニタリング調査団を複数回派遣することを予定している。同調査の実施に際して、受注者は、既に関連した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、現地調査において必要な便宜を供与する。

(3) 広報

受注者は以下への情報発信の広報活動を含めつつ、効果的な広報を行う。

1) 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をタンザニア国内に広く周知させるため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICA タンザニア事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向

⁷ 適切と考える期間及び各期における業務内容を検討し、プロポーザルにて提案すること。

けの説明などを実施する。また、本プロジェクトの実施機関に対しても、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかける。

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

タンザニア水セクターに関係する他援助機関・NGO 等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力を行うように、適切な媒体・方法を通じて情報発信を行う。

3) 住民向け広報

成果 2 の活動により策定された地下水管理計画や地下水管理を行う目的及び住民により実施可能な地下水保全方法について、アーバンウェスト州の住民に対し、適切な媒体・方法により、積極的に広報を行うことで、住民自らによる地下水の保全や計画的な利用を呼び掛ける。

4) 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設、JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布、発注者等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、発注者との合意の下で実行する。

特に、プロジェクトホームページを活用し、プロジェクトの活動に係る記事を定期的に寄稿し、国内広報に役立てる。寄稿に際して難解な専門用語は避け、平易な表現にするなど工夫をし、水分野になじみのない読者にとっても分かるように留意する。プロジェクトホームページへの記事の寄稿は、少なくとも年に 4~5 回の頻度で行う。

5) 国際会議における発信

本プロジェクト実施中に、アフリカ開発会議 (TICAD)、ストックホルム世界水週間、国際水協会 (IWA) 世界会議、世界水フォーラム等の国際会議の開催が想定される。これらの機会において、プロジェクトの取り組み・成果を発信することを検討する。詳細については、具体的な内容が固まった際に契約変更等により対応する。

6) JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布

各期の最後に、それまでの活動の進捗状況をもとに JICA プロジェクトブリーフノートを作成し、発注者に提出するとともに、関係機関に配布する。最終版の作成に当たっては、発注者への説明及び内容に関する協議を踏まえる。なお、JICA プロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「第 8 条 報告書等」を参照する。

7) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し発注者に提出する（各期 45 枚程度を想定）。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は発注者に帰属する。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) を意識したプロジェクト運営

PDMにおける指標の設定及びそのモニタリングにあたっては、SDGs（特にゴール6）に対するプロジェクトの貢献度を示すことを意識する。これを踏まえて、他機関との協議資料や対外的な広報資料にはSDGsとプロジェクトの関係を記載する。

各期の契約期間の終了時点において、次期以降の契約期間や業務内容の変更の有無等についてJICAと協議する。なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による邦人専門家の渡航制限の影響に鑑み、コンサルタントとJICAとの協議に基づき契約期間を決定する。また、各契約期間における業務については、以下の内容を想定している。

【第1期契約期間：2023年5月～2025年5月】

<全般に係る活動>

（1）業務計画の作成

第1期の業務に係る業務計画を作成し、発注者に説明の上、内容につき合意を得る。

（2）ワーク・プランの作成及び合意

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえて、プロジェクトの全体像を把握し、全期間にわたるプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成する。また、これらを基に、ワーク・プラン（第1期）（案）を作成する。同プラン（案）を基に関係機関と協議し、プロジェクトの全体像について合意する。

（3）PDMver.1の確定

ベースライン調査の結果等に基づき、C/Pと協働でPDMver.1を作成、JCCにて関係者と内容について協議、確認を行った後、内容を確定する。

（4）業務進捗報告書（第1期）の作成

第1期における現地作業の終了時に、プロジェクトの活動内容を業務進捗報告書（第1期）として取りまとめる。同報告書の作成にあたっては、発注者の確認を経た後、タンザニア側関係機関と協議を行い、合意を得た後に製本する。

【成果1に係る活動】

（1）許容揚水量の評価マニュアルを作成・改定するために必要となる人員を割り当てたワーキンググループを結成する。なお、ワーキンググループの結成にあたっては、ジェンダーの公平性・多様性を考慮しグループのメンバーを割り当てる（活動1-1）

（2）結成されたワーキンググループで成果1を達成するための活動に関する計画を策定する。（活動1-2）

（3）ZAWAが有する水理地質図や既存井戸のGISデータなどの情報、またザンジバル島全域で地下水についての調査(F/S)を実施しているKfWからも調査結果について適宜情報収集・交換を行い、収集されたデータやDEMデータなどを用いて地形学的なウングジャ島の全域の流域区分の分析を行い、ウングジャ島内の流域がどのように構成されているか分析を行う。（活動1-3）

(4) 活動 1-3 で分析された流域において、地下水盆への涵養量を算出するため、ウングジャ島に降った雨がどの程度地下水へ涵養しているか、入手した気象データ、河川の流量データ、水理地質図などを用い、ウングジャ島全域の水収支について解析を行う。(活動 1-4)

(5) 本プロジェクトの実施エリアであるアーバンウェスト州ウエレゾ配水系統へ配水を行うために取水を行っている水源が位置する流域(地下水盆)を特定する。また ZAWA から得られた既存の井戸情報を GIS 上に取り込む作業も併せて行う。(活動 1-5)

(6) 活動 1-5 で特定された地下水盆の許容揚水量評価をアナログモデルで行っていくための、観測井掘削計画を策定する。なお、観測井での地下水位、塩淡境界のモニタリングについて、可能な限り既存の観測井(活用されていない生産井で観測井に転用できそうなものも含む)を使用することとする。観測井がない箇所については現地再委託による物理探査を行うことでデータの補完を行う。また、活動 1-11 で主要な湧水の流量観測を行うための設備の設置について現地調査を行い、設置する流量観測設備の形式について検討を行い、必要に応じて現地再委託にて設備設置を行う。(活動 1-6, 1-9)

(7) 活動 1-6 によって策定された観測井掘削計画に基づき、現地再委託により観測井戸(EC 観測井戸深度 100m : 7 本、水理地質観測井戸深度 250m : 3 本)を設置する。また設置された観測井戸の情報を GIS 上に登録する。(活動 1-7)

(8) 観測井戸での地下水位、帯水層内の地下水の動水勾配を確認し、設置された観測井戸にて電気伝導度により塩淡境界の確認や水位測定を行い、地下水盆全体の許容揚水量を算出する。また、必要に応じて評価の精度を上げるために、物理探査を追加で実施し、塩淡境界の情報を補足する。(活動 1-8, 1-9)

【成果 2 に係る活動】

(1) 地下水管理計画を策定するため、ワーキンググループを結成する。なお、ワーキンググループの結成にあたっては、ジェンダーの公平性・多様性を考慮しグループのメンバーを割り当てる。(活動 2-1)

(2) 結成されたワーキンググループで成果 2 を達成するための活動に関する計画を策定する。(活動 2-2)

(3) 地下水管理計画の策定にあたり、成果 1 で評価された許容揚水量に対し、どの程度地下水利用を行っているかを把握し、その結果をもって地下水管理計画を策定するため、活動 1-5 で特定した流域(地下水盆)に存在する個人を含む他セクターが管轄する井戸を含め現地再委託(既存井戸水利用実態調査)にて調査・特定する。また現地再委託開始時点までに井戸台帳に必要な情報項目(設置年度、所有者、設置者、位置情報、流量計の有無やポンプ能力、揚水管等の種類等)について、決定を行う。(活動 2-3)

(4) 活動 2-3 で特定された井戸において地下水利用量を把握するため、流量計が設置されていない井戸の地下水利用量の推定・測定方法を決定する。(活動 2-4)

(5) 活動 2-3 で特定された井戸及び井戸台帳上に存在する既設井戸について、現地再委託（既存井戸水利用実態調査）を行い、対象井戸の仕様調査を行い、調査結果を元に井戸台帳を作成する。（活動 2-5）

(6) それぞれの井戸の取水量等を定期的に記録するため、地下水取水管理台帳を整備し、地下水取水情報や調査により明らかになった仕様等を GIS データへ登録し、管理できるようにする。またその後 ZAWA の職員により、GIS 上のへ取水量情報の追加・更新や情報の新規登録が行うことが出来るよう情報の維持管理方法について手順書を作成する。（活動 2-6）

【成果 3 に係る活動】

(1) 成果 3 の活動を実施するパイロットエリアを 2 エリア選定する。

1 つのエリアはインド輸出入銀行が現在事業を実施している 6 スキーム（配水系統）のうち 1 スキームを予定している。その他のエリアについては、AfDB が事業を実施したエリアのうち、すでに設定されている DMA から対象エリアを選定する。なお、AfDB 事業実施エリアから選択するパイロットエリアの選定にあたっては、活動の実施にあたり先方負担により流量計、顧客メータの修理・更新等が必要となるため、ZAWA 自身でパイロットエリアの選定を行いたいとの意向がある。しかし、顧客メータの設置、パイロットエリアへの流入流出量の計測ができる設備、水量管理を行う水道システムの範囲が明確であることなどの条件が整わなければ、AfDB 事業実施エリアでの活動が実施できないため、エリアの選定は ZAWA 側と協議の上で決定する。その後、決定されたパイロットエリアが水理的に分断されているか、管網、弁栓類の設置状況についてベースライン調査を実施し、水理的に分断されていない管路が判明した場合、ZAWA と協議を行い、先方負担により水理的に分断する工事を行う。（活動 3-2）

(2) 検針業務、水量管理業務に従事する職員を対象に、成果 3 での活動目標、内容についてのオリエンテーションを実施する。本オリエンテーションを通し、検針業務や水量管理を行うことの重要性や活動の目的・内容について、理解を得る。（活動 3-1）

(3) ZAWA が所有する既存のシステム（顧客管理システムや統合漏水管理システムなど）の機能を確認し、検針された取水・配水・使用水量データをどのように記録できるか、どのように管理・運用していくことが望ましいか検討を行った上で、取水量、配水量および使用水量データの収集、記録、報告に関する手順を作成する。またベースライン調査により得られた活動対象エリアの管路情報について、管路情報システムと現地のデータの整合を図り、その後も現場とシステム上の管路情報が整合するよう、管路情報の更新についての手順を作成し、現場での作業結果が管路情報システムに反映される体制構築を行う。（活動 3-3）

(4) 活動 3-3 の手順に基づき取水量、配水量、使用水量のデータ（補足情報）を収集、記録する。（活動 3-4）

(5) 毎月収集された配水量・使用水量データを精査した後、無収水量を算出し、その結果をマネジメント（技術運営部長）に報告するための支援を行う。（活動 3-5）

(6) 活動 3-3 で作成された手順書に基づき、検針作業を行った検針員に対し、3 か月に 1 回程度ヒアリング調査を行い、検針状況や手順書についての改善点などのフィードバックを得る。(活動 3-6)

(7) 2 つのパイロットエリアでの無収水量の比較や毎月の変動状況、検針員からフィードバックされた状況などを勘案し分析を行うことで、どのような項目が無収水量の変動に影響したか分析を行う。(活動 3-7)

(8) 活動 3-7 により分析した無収水量の推移や変動についての結果を無収水に関する活動と併せてレビュー・考察し、その結果をマネジメントに報告を行うことを支援する。また半年に一度程度の頻度で ZAWA の経営層に対し、本活動により得られた分析結果の報告を行う。(活動 3-8)

(9) 活動 3-6 で得られた検針員からのフィードバックを元に、円借款事業により建設される施設が供用開始された後に必要となる検針体制を構築するための人員計画策定に向け、顧客サービス部及び人事総務部等の関係部局と協議を行う。(活動 3-9)

(10) 検針員から得られたフィードバックや活動 3-9 の協議結果により判明した改善すべき手順について、活動 3-3 で作成された手順書の見直しや活動方法の改善を図る。(活動 3-10)

【成果 4 に係る活動】

(1) 設備の運転維持管理業務に従事している職員を対象に井戸や配水場にある仕切弁・空気弁などの設備に関する基本的な構造や操作、維持管理方法についての研修を実施する。またプロジェクト開始前と開始後で知識及び技能レベルの向上確認のため、テストも併せて実施する。(活動 4-1)

(2) 井戸及び配水場の設備の操作・点検・修繕に関する SOP を作成する。また点検・修繕履歴の情報については、ZAWA の職員で入力もしくは記録していくことが可能となる業務フロー及び手法について検討を行う。取水及び配水場内の施設の点検・修繕履歴結果の記録については GIS 以外の媒体、場外の管路施設の漏水履歴等の蓄積については、GIS を用いることを想定している。SOP に修繕点検履歴の情報蓄積方法に関する手順についても併せて記載する。(活動 4-2)

(3) 活動 4-2 で作成した SOP を活用し、井戸及び配水場の設備の操作・点検方法、点検修繕履歴、漏水履歴を記録する方法を専門家指導の下 0JT 形式で実施する。(活動 4-3)

(4) 活動 4-3 で 0JT 形式により学んだ井戸及び配水場の設備の操作・点検方法、点検修繕履歴、漏水履歴を記録する方法を活用し、専門家指導の下、職員自身が実践する。(活動 4-4)

(5) 活動 4-3、4-4 で習得した技術と SOP を活用し、職員自ら井戸及び配水場の設備の点検・修繕を実施し、点検・修繕履歴、漏水履歴を記録する。また習得した技能をほかの職員へ展開できるような活動についても支援を行う。(活動 4-5)

(6) 4-3 から 4-5 の点検・修繕活動を通じて得られた知見を協議し共有する。(活動 4-6)

【第2期契約期間：2025年6月～2026年11月】

(1) <全般に係る活動>業務計画の作成

第2期の業務に係る業務計画を作成し、発注者に説明の上、内容につき合意を得る。

(2) ワーク・プランの作成及び合意

前期までの活動結果を踏まえて、当期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（案）を作成し、関係機関と協議し、当期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(3) 業務進捗報告書（第2期）の作成

第2期における現地作業の終了時に、プロジェクトの活動内容を業務進捗報告書（第2期）として取りまとめる。同報告書の作成にあたっては、発注者の確認を経た後、タンザニア側関係機関と協議を行い、合意を得た後に製本する。

【成果1に係る活動】

(1) 塩淡境界分布を推定するため、活動1-7で設置された観測井戸で3か月に1回電気伝導度・水位の測定を行う。（活動1-10）

(2) 地下水賦存量を評価した流域（地下水盆）内の主要な湧水の流量観測を3か月に1回行い、湧出量の変化をモニタリングする。（活動1-11）

(3) 活動1-10を一定期間行い得られた電気伝導度・水位のモニタリング結果に基づき、雨季・乾季ごとに塩淡境界分布（淡水レンズ形状）を推定する。（活動1-12）

(4) 活動1-12の結果を以て、雨期・乾期によって塩水化リスクが変化するか、またその分布について評価を行う。（活動1-13）

(5) 活動1-12で推定された塩淡境界分布（淡水レンズ形状）と活動1-8で評価した地下水賦存量、活動1-4で算出した地下水涵養量より、地下水利用により水収支バランスを崩さないよう許容揚水量を決定する。（活動1-14）

(6) 地下水の塩水化と地下水の枯渇を防ぐため、成果1に係る活動のうち、許容揚水量を評価するための評価マニュアルを作成する。評価マニュアルには、評価手法や評価実施にあたり継続的にモニタリングを行う必要がある項目などを記載する。また評価マニュアルは、作成後ZAWAの総裁の承認を得たうえで、運用を開始する。（活動1-15）

(7) またその後の活動状況のレビューにより、評価に係る活動に関し改善を図ること。また、評価マニュアルの改訂が必要となった場合は改定を行い、ZAWAの総裁の承認を得る。（活動1-16）

【成果 2 に係る活動】

(1) ZAWA が管轄する井戸と活動 2-3 で特定された井戸の地下水利用量を活動 2-4 で決定した方法により測定・推定し、記録を行う。(活動 2-7)

(2) 活動 2-7 で収集された地下水利用量と成果 1 で算定された許容揚水量を比較する。比較の結果、地下水利用量が許容揚水量を上回り水収支バランスが崩れてしまう場合には、他セクターの井戸利用量を考慮したうえで、ZAWA が管轄する井戸の地下水利用可能量を決定する。(活動 2-8)

(3) 活動 2-8 の結果を元に地下水利用量が許容揚水量を上回り塩水化が進むことがないように、対象流域(地下水盆)の地下水利用量を元に個人を含む他セクターの井戸に対しては利用の抑制や節水についての啓発活動を行う。また ZAWA が管轄する井戸については、水収支バランスを保つことのできる利用量の決定など、利用水量の抑制を行う活動を行うことにより、適切な地下水管理により塩水化を防ぐことが出来るよう地下水管理計画策定の支援を行う。(活動 2-9)

【成果 3 に係る活動】

(1) 活動 3-3 の手順に基づき取水量、配水量、使用水量のデータ(補足情報)を収集、記録する。(活動 3-4)

(2) 毎月収集された配水量・使用水量データを精査した後、無収水量を算出し、その結果をマネジメント(技術運営部長)に報告するための支援を行う。(活動 3-5)

(3) 活動 3-3 で作成された手順書に基づき、検針作業を行った検針員に対し、3 か月に 1 回程度ヒアリング調査を行い、検針状況や手順書についての改善点などのフィードバックを得る。(活動 3-6)

(4) 2 つのパイロットエリアでの無収水量の比較や毎月の変動状況、検針員からフィードバックされた状況などを勘案し分析を行うことで、どのような項目が無収水量の変動に影響したか分析を行う。(活動 3-7)

(5) 活動 3-7 により分析した無収水量の推移や変動についての結果を無収水に関する活動と併せてレビュー・考察し、その結果をマネジメントに報告を行うことを支援する。また半年に一度程度の頻度で ZAWA の経営層に対し、本活動により得られた分析結果の報告を行う。(活動 3-8)

(6) 活動 3-6 で得られた検針員からのフィードバックを元に、円借款事業により建設される施設が供用開始された後に必要となる検針体制を構築するための人員計画策定に向け、顧客サービス部及び人事総務部等の関係部局と協議を行う。(活動 3-9)

(7) 検針員から得られたフィードバックや活動 3-9 の協議結果により判明した改善すべき手順について、活動 3-3 で作成された手順書の見直しや活動方法の改善を図る。(活動 3-10)

(8) 以下の 3 つの条件が整った場合、成果 3 の活動を行うパイロットエリアにて漏水調査・修繕に係る活動を行う。

- 1) 成果3の活動エリアに1日/週の頻度で日中連続的に配水ができる。
- 2) 修繕材料を購入するための予算が確保されている。
- 3) ZAWAの経営陣が無収水削減について意欲的である。

活動内容として、漏水調査による漏水箇所の特特定や特定された漏水を適切な方法により修繕する方法の習得のため研修やOJT等を通して能力強化を図る。また活動内容には漏水調査等の方法・手順に係るマニュアルの作成を行い、マニュアルを用いた研修を実施する。活動時期は、第2期の2026年5月頃以降を想定しているため、第2期契約開始後、およそ半年後を目途に以下の条件について状況を確認し、発注者と活動の可否について、協議のうえ決定する。条件が整い、漏水調査・修繕に係る活動を行うことが出来ると判断された場合、契約変更により対応する。(業務量については、2.0MMを予定)

【成果4に係る活動】

(1) 設備の運転維持管理業務に従事している職員を対象に井戸や配水場にある仕切弁・空気弁などの設備に関する基本的な構造や操作、維持管理方法についての研修を実施する。またプロジェクト開始前と開始後で知識及び技能レベルの向上確認のため、テストも併せて実施する。(活動4-1)

(2) 活動4-2で作成したSOPを活用し、井戸及び配水場の設備の操作・点検方法、点検修繕履歴、漏水履歴を記録する方法を専門家指導の下OJT形式で実施する。(活動4-3)

(3) 活動4-3でOJT形式により学んだ井戸及び配水場の設備の操作・点検方法、点検修繕履歴、漏水履歴を記録する方法を活用し、専門家指導の下、職員自身が実践する。(活動4-4)

(4) 活動4-3、4-4で習得した技術とSOPを活用し、職員自ら井戸及び配水場の設備の点検・修繕を実施し、点検・修繕履歴、漏水履歴を記録する。また習得した技能をほかの職員へ展開できるような活動についても支援を行う。(活動4-5)

(5) 4-3から4-5の点検・修繕活動を通じて得られた知見を協議し共有する。(活動4-6)

(6) 活動4-6の結果に基づき、必要に応じてSOPを改定する。(活動4-7)

(7) どのような基準・目的のために設備が設置されているか、またどのように施設建設がされているかを学ぶため、円借款事業の建設現場へのスタディツアーを実施する。(活動4-8)

【第3期契約期間：2026年12月～2028年6月】

<全般に係る活動>

(1) 業務計画の作成

第3期の業務に係る業務計画を作成し、発注者に説明の上、内容につき合意を得る。

(2) ワーク・プランの作成及び合意

前期までの活動結果を踏まえて、当期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（案）を作成し、関係機関と協議し、当期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(3) 業務進捗報告書の作成

本業務の終了時に、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を業務完了報告書として取りまとめる。同報告書の作成にあたっては、発注者の確認を経た後、タンザニア側関係機関から合意を得た後に製本する。

【成果1に係る活動】

(1) 塩淡境界分布を推定するため、活動1-7で設置された観測井戸で3か月に1回電気伝導度・水位の測定を行う。(活動1-10)

(2) 地下水賦存量を評価した流域(地下水盆)内の主要な湧水の流量観測を3か月に1回行い、湧出量の変化をモニタリングする。(活動1-11)

(3) 活動1-10を一定期間行い得られた電気伝導度・水位のモニタリング結果に基づき、塩淡境界分布(淡水レンズ形状)を推定する。(活動1-12)

(4) 活動1-10での電気伝導度・水位のモニタリングを雨期・乾期の終わりに実施し、雨期・乾期によって塩水化リスクが変化するか、またその分布について評価を行う。(活動1-13)

(5) 活動1-12で推定された塩淡境界分布(淡水レンズ形状)と活動1-8で評価した地下水賦存量、活動1-4で算出した地下水涵養量より、地下水利用により水収支バランスを崩さないよう許容揚水量を決定する。(活動1-14)

(6) その後の活動状況のレビューにより、評価に係る活動に関し改善を図ること。また、評価マニュアルの改訂が必要となった場合は改定を行い、ZAWAの総裁の承認を得る。(活動1-16)

【成果2に係る活動】

(1) ZAWAが管轄する井戸と活動2-3で特定された井戸の地下水利用量を活動2-4で決定した方法により測定・推定し、記録を行う。(活動2-7)

(2) 活動2-7で収集された地下水利用量と成果1で算定された許容揚水量を比較する。比較の結果、地下水利用量が許容揚水量を上回り水収支バランスが崩れてしまう場合には、他セクターの井戸利用量を考慮したうえで、ZAWAが管轄する井戸の地下水利用可能量を決定する。(活動2-8)

(3) 対象流域(地下水盆)における許容揚水量に対する地下水利用量、また成果1の活動1-13で行う設置された観測井戸での電気伝導度・水位のモニタリング実施結

果、その分布について評価を行った結果を定期的に水・エネルギー・鉱物省へ報告する。（活動 2-10）

（4）活動 2-9 で策定した地下水管理計画を実施し、ZAWA 自身で地下水に関する諸条件や人口などの社会条件が変わった場合に計画の見直しを行いながら計画を実施できるように支援を行う。また、策定された計画や地下水管理を行う目的及び住民により実施可能な地下水保全方法について、アーバンウェスト州の住民に対し、適切な媒体・方法により、積極的に広報を行う。（活動 2-11）

（5）成果 2 に係る活動について、実施した活動についてワーキンググループ内でレビューを行い、改善すべき点があれば改善する。（活動 2-12）

【成果 3 に係る活動】

（1）活動 3-3 の手順に基づき取水量、配水量、使用水量のデータ（補足情報）を収集、記録する。（活動 3-4）

（2）毎月収集された配水量・使用水量データを精査した後、無収水量を算出し、その結果をマネジメント(技術運営部長)に報告するための支援を行う。（活動 3-5）

（3）活動 3-3 で作成された手順書に基づき、検針作業を行った検針員に対し、3 か月に 1 回程度ヒアリング調査を行い、検針状況や手順書についての改善点などのフィードバックを得る。（活動 3-6）

（4）2 つのパイロットエリアでの無収水量の比較や毎月の変動状況、検針員からフィードバックされた状況などを勘案し分析を行うことで、どのような項目が無収水量の変動に影響したか分析を行う。（活動 3-7）

（5）活動 3-7 により分析した無収水量の推移や変動についての結果を無収水に関する活動と併せてレビュー・考察し、その結果をマネジメントに報告を行うことを支援する。（活動 3-8）

（6）活動 3-6 で得られた検針員からのフィードバックを元に、円借款事業により建設される施設が供用開始された後に必要となる検針体制を構築するための人員計画策定に向け、顧客サービス部及び人事総務部等の関係部局と協議を行う。（活動 3-9）

（7）検針員から得られたフィードバックや活動 3-9 の協議結果により判明した改善すべき手順について、活動 3-3 で作成された手順書の見直しや活動方法の改善を図る。（活動 3-10）

（8）円借款事業により建設される施設の供用開始後に使用水量を把握し、料金徴収を上げるためには、検針体制構築が不可欠となる。そこで、成果 3 の活動を通して評価された人員体制を基に、円借款事業により建設された施設の供用開始に合わせて顧客サービス部が新規雇用を行い、人員体制を構築できるように人員計画策定について支援を行う。（活動 3-11）

（9）第 2 期に漏水調査・修繕に係る活動を成果 3 の活動に含める契約となった場合、漏水調査による漏水箇所の特定制や適切な方法による特定された漏水の修繕の実施について研修や OJT 等を実施し、能力強化を図る。また活動内容には漏水調査等の方法・手順に係るマニュアルの作成を行い、マニュアルを用いた研修を実施する。

【成果4に係る活動】

- (1) 設備の運転維持管理業務に従事している職員を対象に井戸や配水場にある仕切弁・空気弁などの設備に関する基本的な構造や操作、維持管理方法についての研修を実施する。またプロジェクト開始前と開始後で知識及び技能レベルの向上確認のため、テストも併せて実施する。(活動4-1)
- (2) 活動4-2で作成したSOPを活用し、井戸及び配水場の設備の操作・点検方法、点検修繕履歴、漏水履歴を記録する方法を専門家指導の下OJT形式で実施する。(活動4-3)
- (3) 活動4-3でOJT形式により学んだ井戸及び配水場の設備の操作・点検方法、点検修繕履歴、漏水履歴を記録する方法を活用し、専門家指導の下、職員自身が実践する。(活動4-4)
- (4) 活動4-3、4-4で習得した技術とSOPを活用し、職員自ら井戸及び配水場の設備の点検・修繕を実施し、点検・修繕履歴、漏水履歴を記録する。また習得した技能をほかの職員へ展開できるような活動についても支援を行う。(活動4-5)
- (5) 4-3から4-5の点検・修繕活動を通じて得られた知見を協議し共有する。(活動4-6)
- (6) 活動4-6の結果に基づき、必要に応じてSOPを改定する。(活動4-7)
- (7) どのような基準・目的のために設備が設置されているか、またどのように施設建設がされているかを学ぶため、円借款事業の建設現場へのスタディツアーを実施する。(活動4-8)
- (8) 円借款事業の事業効果発現とその効果の持続性は、建設される施設が供用開始後に適切に運転維持管理されることが不可欠となる。そこで、成果4の活動を通して運転維持管理能力の強化を図るとともに評価された人員体制を基に、円借款事業により建設された施設の供用開始に合わせて新規雇用を行い、人員体制を構築できるよう人員計画策定について支援を行う。(活動4-9)

第8条 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各期の終了時に提出する業務進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書は、それぞれの期間に作成した技術協力等成果品を添付するものとする。各期の最終成果品は業務進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。また、以下に記載された報告書等は指定された部数の他、電子データでもJICAに提出すること。

年次	レポート名	提出時期	部数など
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：PDF
	ワーク・プラン（第1期）	第1期契約後3ヶ月以内	英文：PDF
	モニタリングシート	第1期契約後6ヶ月ごと	英文：PDF
	JICAプロジェクトブリーフノート（第1期）	第1期契約終了時 ※ドラフトを1か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの。	和文、英文：PDF
	業務進捗報告書(1)	第1期契約終了時	CD-ROM：3枚 (和英)
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	第2期契約締結後10営業日以内	和文：PDF
	ワーク・プラン（第2期）	第2期契約後3ヶ月以内	英文：PDF
	モニタリングシート	第2期契約後6ヶ月ごと	英文：PDF
	JICAプロジェクトブリーフノート（第2期）	第2期契約終了時 ※ドラフトを1か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの。	和文、英文：PDF
	業務進捗報告書(2)	第2期契約終了時	CD-ROM：3枚 (和英)
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	第3期契約締結後10営業日以内	和文：PDF
	ワーク・プラン（第3期）	第3期契約後3ヶ月以内	英文：PDF
	モニタリングシート	第3期契約後6ヶ月ごと	英文：PDF
	JICAプロジェクトブリーフノート（第3期）	第3期契約終了時 ※ドラフトを1か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの。	和文、英文：PDF
	プロジェクト事業完了報告書	第3期契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-ROM：3枚

(2) 報告書作成要領

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

また、各報告書の記載項目（案）は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

1) ワーク・プラン

受注者は既存資料を整理分析し、ワーク・プラン（第1期）を作成し、現地作業開始時に先方政府ならびに合同調整委員会（JCC）への説明及び内容に関する協議を行い、その結果を踏まえて修正し内容について発注者の承認を得る。また、第2期契約後、第1期の業務の成果や課題を整理分析し、ワーク・プラン（第2期）を作成し、現地作業開始時に先方政府ならびに合同調整委員会（JCC）への説明及び内容に関する協議を行い、その結果を踏まえて修正し内容について発注者の承認を得る。また、第3期契約後、第2期の業務の成果や課題を整理分析し、ワーク・プラン（第3期）を作成し、現地作業開始時に先方政府ならびに合同調整委員会（JCC）への説明及び内容に関する協議を行い、その結果を踏まえて修正し内容について発注者の承認を得る。記載内容は、以下の内容を想定する。

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

2) プロジェクト事業進捗報告書

受注者は、第1期の終了時にプロジェクト事業進捗報告書(1)を作成し、先方政府ならびにJCCへの説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業進捗報告書(1)を修正のうえ、JICAが開催する会議で報告を実施し、その内容について発注者の合意を得ることとする。

記載内容は、以下の内容を想定する。

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 事業進捗報告書の概要

- c) 業務の実施手法（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由等）
- d) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）、技術移転実施方法
- e) 技術移転の成果（当該期間の成果達成状況、報告書等について概要を説明する）
- f) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- g) プロジェクト目標の達成度
- h) 次期活動計画

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動実績（Plan of Operationに活動実績を記入したもの等）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- ⑤研修員受入れ実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等）
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む。（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等））
- ⑦現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）
- ⑧合同調整委員会開催記録、議事録等
- ⑨その他活動実績

また、第2期の終了時にプロジェクト業務進捗報告書(2)を作成し、プロジェクトの進捗状況を発注者に報告する。

記載内容は、以下の内容を想定する。

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) 技術移転の成果（当該期間の成果達成状況、技術協力作成資料等について概要を説明する）
- d) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- e) 残りのプロジェクト期間の活動計画

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動実績（Plan of Operationに活動実績を記入したもの等）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績

- ⑥供与機材・携行機材実績
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

3) 事業完了報告書

第3期契約終了時に事業完了報告書を作成し、先方政府ならびにJCCへの説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ事業完了報告書を修正のうえ、発注者が開催する会議で最終報告を実施し、その内容について発注者の合意を得る。記載内容は、上記プロジェクト事業進捗報告書(1)と同様のものを想定する。

(3) 調査結果等

以下の調査結果等を提出する。提出にあたっては、プロジェクト事業進捗報告書及び事業完了報告書に添付して提出する。

(ア) ベースライン調査結果

(イ) プロジェクト期間中に実施したセミナー又は技術研修の開催記録

(ウ) クラスタ事業戦略進捗モニタリングシート

適宜更新し、提出する。現時点では、活動開始時点、プロジェクト終了時を想定しているが更新時期については、発注者と協議の上、提出を行うこと。

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。以下、月報で想定される内容を示す。

1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

2) 活動に関する写真

3) 業務フローチャート

(5) JICAプロジェクトブリーフノート

受注者は、本業務に関する活動を対象としてJICAプロジェクトブリーフノートを各期終了時にそれぞれ作成する。JICAプロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

具体的には、契約締結後、別途JICAが提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

1) JICAプロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

(ア) プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有

し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。

(イ) 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。

(ウ) プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。

(エ) プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。

(オ) 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。

(カ) カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。

(キ) 日本語、英語で作成する。

2) 分量

(ア) 和文・英文共にA4版8～10ページ程度を目安とする。

(6) その他提出物

①議事録等

先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等にかかる重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、発注者に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載する）。発注者が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、発注者が指定する様式によりA4版4枚以内に取りまとめ、会議開催後3営業日以内にJICAに提出する。

②先方政府への提出物

タンザニア政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	ZAWA のオーナーシップを引き出し、能力を向上させるアプローチ	第6条(3) C/P のオーナーシップの確保 (P14)
2	オンラインや現地傭人等を組み合わせた、技術支援の方法および作業工程	第6条(10) オンライン及び現地傭人の活用を通じた本邦からの継続的な支援 (P17)
3	長期専門家との役割分担に関して、「第7条 業務の内容」を踏まえた、効果的かつ効率的な分担形式や関係者間での情報共有や、意思疎通の工夫方法	第6条(11) 別途派遣する直営専門家との連携 (P17)
4	本邦研修に関する内容(目的、研修内容、期間、対象人数及び研修地域、視察先等)	第6条(12) 本邦研修 (P18)
5	適切なプロジェクト期間の分割方法及び各期間の業務内容	第7条 業務の内容 (P19)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：地下水管理及び水道維持管理に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢ 業務主任者／水資源管理計画

➢ 無収水管理

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 22.0 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水資源管理計画）】

- ① 類似業務経験の分野：地下水資源管理に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：無収水管理】

- ① 類似業務経験の分野：無収水管理に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。
(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2023年5月に開始し、2028年6月の終了を目途とする。本契約は、以下の期間に分けて業務を実施する。

第1期：2023年5月～2025年5月

第2期：2025年6月～2026年11月

第3期：2026年12月～2028年6月

本プロジェクトの成果3の漏水調査・修繕に係る活動を実施するかどうかは、第2期契約開始半年後を目途に、条件が整っているかの判断を行い、その後発注者と十分に協議を行い決定する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 74.5 人月（現地：72.00人月、国内 2.50人月）

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.0を含む（本経費は定額計上分に含まれる）。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案する。

- ① 業務主任者／水資源管理計画（2号）
- ② 水理地質／地下水塩水化
- ③ 地下水モニタリング／GIS データベース
- ④ 地形地質／リモートセンシング
- ⑤ 水収支解析
- ⑥ 物理探査／観測井掘削管理

- ⑦ 水利用調査／広報
- ⑧ 無収水管理（3号）
- ⑨ 顧客管理
- ⑩ 水道施設維持管理

3) 渡航回数を目途 全48回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではない。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン
ト等）への再委託を認める。

➤ 観測井戸設置

【内訳】 EC観測井戸 掘削深度100m 7本
水理地質観測井戸 掘削深度250m 3本

➤ 物理探査

【内訳】 比抵抗探査N=100地点

➤ 既存井戸水利用実態調査

【内容】 アーバンウェスト州の対象地下水盆に存在する全ての既設井戸調
査

➤ 流量計設置工事

【内訳】 湧水 N=2.0 箇所

※現時点では、流量観測設備の設置を2箇所行うことを想定している
が、業務開始後、現地調査を実施し、その結果に基づき設置形式等につ
いて検討を行う。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ザンジバル水資源管理プロジェクト詳細計画策定調査報告書案
- R/D
- 要請書
- リスク管理チェックシート
- 水道事業体チェックシート
- 直営専門家の業務内容（案）

2) 公開資料

- ODA 見える化サイト（ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクトフェ
ーズ2）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000669/index.html>
- ODA 見える化サイト（無償資金協力「ザンジバル市街地給水計画」）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0605900/index.html>
- ザンジバル都市水道配水施設改善事業準備調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_416_12302451.html
- ザンジバル水行政及び水道事業管理システム強化に係る情報収集・確認
調査最終報告書

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおり。なお、詳細については、R/Dを参照。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語↔*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 資機材調達

1) コンサルタントが調達する機材

本業務では成果1及び成果2の活動に必要な機材の調達をコンサルタントに委託することを想定している。活動に必要な機材の品目・金額・数量等にかかるJICA側の現時点での想定は下表の通りであるが、詳細な仕様及び数量は調達する前にJICAと協議の上、決定する。

コンサルタントは、当機構の業務の一環として関連する会計規程を遵守し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年度10月版）」に従って資機材を調達すること。

供与機材を本邦調達もしくは現地調達とするかは、プロジェクト開始後の調査結果を基に、水道事業体の保有機材やタンザニアで調達可能な機材の品質、価格帯等を考慮し、JICA及び先方政府と協議を行った上で決定する。

品名	数量		備考
電気伝導度計、水位計(観測井戸常設用)	10	個	センサー部使い捨てタイプ
電気伝導度計、水位計(既設井戸用可搬式)	1	個	
コンピューター	1	台	
プリンター	1	台	
等高線・3D地表マップ作製用ソフトウェア	1	個	DEM解像度 30m
GIS用ソフトウェア	1	個	ArcGIS
気象データ購入	1	式	ウングジャ島内の観測所13箇所の気象データ10年分
流量計	2	個	湧水観測用

2) JICAが調達する機材

・車両 2台

但し、プロジェクト第1期序盤12カ月分のみ必要と見込む車輛備上数量をお見積り下さい（本見積り）。

(7) 安全管理

1) 行動規範

- ・原則 23時から翌日5時の間は一切の移動は禁止（車両での市内移動を含む）。注：ダルエスサラームおよびザンジバルの市内～空港間は市内移動と見なす。
- ・日没後、日の出前の都市間幹線道路の移動は禁止。以下の空港及び市の移動は都市間幹線道路と見なす。
 - ・アルーシャ市及びモシ市～キリマンジャロ空港間。
 - ・ムベヤ市及びムベヤ・ソングウェ州境以西とソングウェ（ムベヤ）空港間。注：都市間を陸路で移動する場合には、18時まで当日の最終目的地（都市又は空港）に到着できる日程を計画すること。
- ・夜間（日没後、日の出前）の歩行や自転車での移動は禁止。
- ・歩行時に荷物をたすき掛けしないこと（ひったくり被害時の怪我防止）。

2) 安全な宿舎の手配

- ・ダルエスサラーム市内では、Kariakoo 地区での宿泊を原則認めない。
- ・貴重品の管理に十分注意すること。

3) 通信手段

- ・携帯電話の常時携行（緊急時の連絡用）。

4) 移動手段

- ・バイクタクシー、長距離バス、ミニバス（ダラダラ）の利用禁止（ただし、長距離バス、ミニバス（ダラダラ）に限り、当地派遣の協力隊は除く。安全対策マニュアル参照）。三輪タクシー（バジャジ）の利用は極力避けること。
- ・日中でも人通りの少ない道の歩行は控え、出来る限り車で移動すること。
- ・三輪タクシー（バジャジ）は極力利用しないこと。
- ・流しの無登録タクシーには乗らないこと。
- ・ザンジバルへのフェリーを利用する場合
 - ・AZAM MARINE 社の高速フェリーを利用すること。注：AZAM MARINE 社は信頼性が高いと言われている。
 - ・一般犯罪や水難事故時の対応の観点より上級船室の利用を推奨。
 - ・乗船後は非常口と救命胴衣の場所を確認すること。
 - ・高波など悪天候（午後に多い）時には乗船しないこと。

5) 空港利用

- ・空港の滞在時間は最小限とし、空港で夜を過ごすことは原則認められない。
- ・トランジットでは極力空港外には出ないこと（空港周辺では凶悪犯罪が発生しているため、強く推奨）。
- ・特に置き引きに注意すること。

6) その他

- ・政治や宗教に関する言動には特に注意すること。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とすること。

テロの標的となりやすい場所

治安当局施設、駅、バスターミナル、宗教関連施設、大規模行事開催施設、欧米関連施設、デモや集会、統合型リゾート、大型ショッピングモール及びスーパーマーケット、飲食店、バー、観光スポット、市場等
・騒乱やデモを見た場合は、速やかにその場所から立ち去り、JICA 事務所に連絡すること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

300,100,000円（税抜）

なお、定額計上分 19,247,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	成果1 観測井戸設置	第3章 2.(3)	73,880,000円	観測井戸設置工事 一式	再委託	
2	成果1 物理探査	第3章 2.(3)	5,757,000円	物理探査調査費 一式	再委託	
3	成果1 流量計設置工事(概算額)	第3章 2.(3)	4,000,000円 2,000千円×2回	流量計設置工事 労務費等	再委託	
	成果1 流量計(概算額)	第3章 2.(3)	3,560,000円 1,780千円×2台	流量計調達費 一式	機材費	機材購入費
4	成果2 既設井戸水利用実態調査(概算額)	第3章 2.(3)	8,136,000円	既設井戸水利用実態調査費 一式	再委託	
5	本邦研修（本邦招へい）に	第2章 第6条(12)	400,000円	直接経費	国内業務費	

	かかる経費				
6	本邦研修（本邦招へい）にかかる報酬	第2章 第6条（12）	3,151,000円	受入期間の業務人月（水理地質/地下水塩水化分野、3号を想定）1.0人月の報酬	報酬分
	合計		98,884,000円		

（5）見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ドーハ⇄ザンジバル（エミレーツ航空、もしくはカターール航空）

（7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）一般業務費について、プロジェクト期間のうち別途調達予定の長期専門家が現地に滞在予定である期間（2024年から3年間）は、供与機材である車両2台に係る運転手の経費は、長期専門家の経費に計上している。そのため、一般業務費の経費のうち運転手に係るものは、以上の期間を除いて計上してください。

別紙2：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／水資源管理計画</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>無収水管理</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上